

政策評価調書（個別票①-1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	食品の安全性の確保		評価方式	総合(実績)事業	番号	13
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	482,402	486,387	422,753	463,791		
（ 補 正 後 ）	482,402	483,390	422,753			
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）						
流用等増△減額（千円）						
歳出予算現額（千円）	482,402	483,390				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	471,498	433,397				
翌年度繰越額（千円）						
不用額（千円）	10,904	49,993				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	<p>（食品健康影響評価技術研究の推進） 食品安全基本法に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品健康影響評価を着実に実施するとともに、関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを推進すること等により、食品の安全性の確保を図る。 【食品健康影響評価技術研究の推進】 ・実施要領に定める事後評価結果（平均評価点が3以上の研究が50%以上） ・実施要領に定める中間評価結果（平均評価点が3以上の研究が50%以上）</p> <p>（食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進） 食品安全基本法に基づき、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、食品健康影響評価を着実に実施するとともに、関係者相互間におけるリスクコミュニケーションを推進すること等により、食品の安全性の確保を図る。 【食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進】 ・食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合（50%以上） ・食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合（50%以上） ・年度末におけるメールマガジンの登録者数（対前年度末に対する増加率）（20%以上）</p>					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<p>（食品健康影響評価技術研究の推進） 特になし （食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進） 特になし</p>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<p>（食品健康影響評価技術研究の推進） 独自の研究機関を持たない食品安全委員会における食品健康影響評価技術研究の重要性に鑑み、リスク評価の効率化に必要な研究を一層推進するため、研究の委託費の予算の拡充を要求。</p> <p>（食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進） 様々なリスクコミュニケーションに係る情報を多様な手段によって国民に幅広く理解しやすい形で提供するための費用を拡充して要求。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		食品の安全性の確保				番号	13		政策評価結果等 による見直し額
		予 算 科 目							
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表において● となっているもの	A	1	一般会計	内閣本府	食品安全政策費	食品健康影響評価技術の研究に必要な経費	322,559	362,539	
	A	2	一般会計	内閣本府	食品安全政策費	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進に必要な経費	100,194	101,252	
	A	3							
	A	4							
	小計						422,753	463,791	
					<	>の内数	<	>の内数	
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
					<	>の内数	<	>の内数	
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計								
						の内数	の内数		
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	
	D	2					<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
	小計								
						の内数	の内数		
合計						422,753	463,791		
						の内数	の内数		

政策評価調書(個別票②) (政策評価書要旨)

担当部局名: 内閣府食品安全委員会事務局
 担当者(連絡先): 山根(03-6234-1117)

評価実施時期: 平成21年8月

<p>政策名</p>	<p>食品の安全性の確保 (食品健康影響評価技術研究の推進)</p>		<p>番号</p>	<p>13-2</p>																															
<p>政策の概要</p>	<p>科学を基本とするリスク評価の推進のため、あらかじめ研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に資する研究として、大学や試験研究機関等に属する主任研究者に委託して実施する。</p>																																		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 食品健康影響評価技術研究の評価結果は、目標以上の成果を達成することができた。</p> <p>(必要性) 食品流通の国際化等の国民の食生活を取り巻く状況の変化、BSE等の食の安全を脅かす事件の発生、食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提に科学的な評価を行い、適切な管理をするという考え方(リスク分析)の一般化等の情勢の変化を踏まえ、平成15年に食品安全基本法(平成15年法律第48号)が制定され、新しい食品安全行政の枠組みが導入された。また同年7月1日に、リスク管理機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品健康影響評価(リスク評価)を行う機関として、食品安全委員会が設置された。 食品安全基本法第6条において、「食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する」ことは国の責務とされており、同法第23条第1項各号の規定に基づき、食品安全委員会は、リスク評価手法の開発などリスク評価を実施するための基礎となるリスク評価を実施すること、等を行う必要がある。</p> <p>(効率性) 食品健康影響評価技術研究の推進については、研究受託者に対する実地指導を実施し、研究費の適正な執行を図っている。</p> <p>(有効性) 平成20年度に実施することとされていた23課題のうち、研究期間が平成21年度以降に及び16課題については中間評価の結果、すべての研究課題が平均評価点3以上とされ、平成21年度において研究を継続実施しており、平成20年度に研究期間が終了した7課題については事後評価の結果、すべての研究課題が平均評価点3点以上とされ、目標を上回る研究成果を得ており、今後、リスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等や新たな科学的知見として活用される予定であり、信頼性の高いリスク評価の実現やリスク評価の迅速化を図る上で有効であった。</p> <p>(反映の方向性) 食品健康影響評価技術研究については、リスク評価の効率化に必要な研究を一層推進するため、研究の委託に係る予算の拡充を要求するとともに、応募者の範囲の拡大に努める。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="414 1594 1248 2033"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施要領に定める事後評価結果</td> <td>実施要領に定める事後評価結果</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>平均評価点が3以上の研究課題が50%以上</td> <td>個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、事後評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。</td> </tr> <tr> <td>実施要領に定める中間評価結果</td> <td>実施要領に定める中間評価結果</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>100</td> <td>平均評価点が3以上の研究課題が50%以上</td> <td>個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、中間評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。</td> </tr> </tbody> </table>					達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方	18年度	19年度	20年度	実施要領に定める事後評価結果	実施要領に定める事後評価結果	%	-	-	-	100	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、事後評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。	実施要領に定める中間評価結果	実施要領に定める中間評価結果	%	-	-	-	100	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、中間評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。
達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値						目標値 (年度)	達成目標・指標の設定根拠・考え方																								
				18年度	19年度	20年度																													
実施要領に定める事後評価結果	実施要領に定める事後評価結果	%	-	-	-	100	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、事後評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。																											
実施要領に定める中間評価結果	実施要領に定める中間評価結果	%	-	-	-	100	平均評価点が3以上の研究課題が50%以上	個々の技術研究においては研究目標が達成できない場合があることを踏まえ、中間評価結果において、概ね目標を達成したと認められる評価点の研究課題が過半を超えていることを目標値として設定した。																											
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																

政策評価調書（個別票②）（政策評価書要旨）

担当部局名：内閣府食品安全委員会事務局
 担当者（連絡先）：井口（03-6234-1141）

評価実施時期：平成21年9月

政策名	食品の安全性の確保 （食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進）	番号	13-3
-----	--	----	------

政策の概要
 国民の関心の高い事項等について、厚生労働省、農林水産省等と連携しつつ、関係者との間で情報の共有や意見の交換を行うとともに、ホームページ、メールマガジン、パンフレット、季刊誌等を通じた情報発信を行う。

【評価結果の概要】

（総合的評価）
 意見交換会の参加者の「理解が増進した者」及び「意見交換会に満足した者」の割合は、目標以上の成果を達成することができた。一方、メールマガジンの登録者数については、目標にわずかに達しなかったが、登録者数自体は増加しており、達成に向けて進展があったといえる。

（必要性）
 食品安全基本法第6条においては、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し実施することは国の責務とされている。また、同法13条において、その施策の策定に当たっては、国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、リスクコミュニケーションを行い、施策に関する情報の提供、施策について意見を述べる機会を設けることによる関係者相互間の情報及び意見の交換を図るために必要な措置を講ずることとされている。このため、食品安全基本法第23条第1項7号に基づき、食品安全委員会が、食品の安全性の確保に関して関係者相互間の情報及び意見の交換の企画・実施等を行うことは必要である。

（効率性）
 意見交換会の実施のための業者の選定に当たっては、一般競争入札を行うことにより効率性の確保に努めている。

（有効性）
 食品安全委員会では、リスクコミュニケーション専門調査会がとりまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」（平成20年8月食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会）に沿って、参加者の相互理解が円滑に進むように十分配慮を行うなど、きめ細かいリスクコミュニケーションを実施している。その結果、平成20年度は、達成目標のとおり、意見交換会の参加者の84.2%が評価書の内容に対して「理解が増進した」、73.7%が意見交換会の内容に「満足した」としており、これらの取組は、極めて有効である。メールマガジンの登録者数は、目標値にはわずかに及ばないものの、より多くの方への情報提供を行えている。

（反映の方向性）
 食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションについては、よりきめ細かいリスクコミュニケーションの実施のための予算の拡充を要求するとともに、メールマガジンの登録の更なる促進を図る。

政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				18年度	19年度	20年度		
食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進	食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解度が増進した者」の割合	%	-	53.40%	84.20%	50%以上 (19・20年度)	過去に食品安全委員会が開催した意見交換会におけるアンケート調査において、説明内容について理解が深まったとする者の割合は平均で約40%であったことから、意見交換会において、リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動について分かりやすい情報の提供に努めることにより、「リスク分析の考え方や食品安全委員会の活動についての理解が増進した者の割合」が50%以上となることを目標値として設定した。	
	食品健康影響評価の内容に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「意見交換会に満足した者」の割合	%	-	-	73.70%	50%以上 (20年度)	相互理解を深める新たな手法の導入や円滑な意見交換会の運営は、リスクコミュニケーションを推進する上で重要な要素である。このような取組により、「意見交換会に満足した者」の割合が50%以上となることを目標値として設定した。	
	年度末におけるメールマガジンの登録者数（対前年度末に対する増加率）	%	-	36.60%	19.10%	30%以上 (19年度)、 20%以上 (20年度)	リスクコミュニケーションの推進においては、リスク分析の考え方を理解した上で、食品の安全性について考えることができる関係者が増加することが重要であり、地方も着目した全国的な取組を行うに当たっては、メールマガジンの登録者数を測定指標とすることが有効と考えられるため、メールマガジンの登録者数の増加率が20%以上となることを目標値として設定した。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）